平成２５年（フ）第１５号
熊本県天草市牛深町2368番地
破産者　宮﨑　弘子（旧姓村中）
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第１７号
熊本県天草市牛深町1551番地の40
破産者　有限会社みやざき酒店
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１５号
鹿児島県志布志市志布志町帖7042番地、前住所福岡県北九州市八幡西区本城１丁目24番20―306号
破産者　岩満　文男
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２０年（フ）第７５５号
埼玉県蓮田市大字駒崎1756番地の10
破産者　齋藤　昌雄
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
千葉県佐倉市臼井田1230番地４
破産者　岩澤久美子（旧姓丸山）
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２０１号
千葉県佐倉市臼井田1230番地２
破産者　岩澤　　輝
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１９２０号
札幌市中央区南10条西14丁目１番10号
破産者　イサミヤ美容商事有限会社
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０号
秋田県大館市字鉄砲場76番地15
破産者　株式会社石田建設
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１９６号
山形市五十鈴２丁目11番62号
破産者　株式会社山形デザインエージェンシー
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２３７号
名古屋市名東区梅森坂１丁目3206番地
破産者　有限会社インタルト
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２４５号
兵庫県伊丹市口酒井１丁目６―16―303、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市桜の町３丁目４番14号
破産者　興永運輸株式会社
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４０１号
大阪市北区梅田１丁目１番３号　大阪駅前第３ビル15階1516号室
破産者　株式会社介護施設サポートネット
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８４８号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目１番17号
破産者　株式会社ホマレ
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９６６号
大阪市西淀川区大野１丁目12番９号
破産者　大阪スクレーパー有限会社
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７５号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目30番８号
破産者　有限会社吉本鉄工所
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６６号
大阪府松原市南新町４丁目51番地の５
破産者　東洋食品工業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５４３号
神戸市長田区菅原通１丁目11番１号
破産者　長谷川工業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８号
神戸市長田区庄田町２丁目５番６号
破産者　株式会社清瀬工業
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２号
岡山県加賀郡吉備中央町黒土770番地
破産者　難波　友美
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５号
栃木県足利市堀込町2515番地９
破産者　有限会社光洋技研
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１６号
群馬県太田市東金井町1310番地３
破産者　株式会社ＫＯＹＯ
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２３号
山梨県笛吹市一宮町上矢作191番地１
破産者　明和醸造株式会社
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係